

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	平成28年1月28日 13時55分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市綾里 <sup>りょうり</sup> 南南西方沖 綾里埼灯台から真方位203° 2.4海里付近 (概位 北緯38° 59.5′ 東経141° 49.8′)
インシデントの概要	作業船 <sup>しちほう</sup> 七宝丸は、航行中、機関室に浸水し、安全が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年2月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 七宝丸、12.61トン
船舶番号、船舶所有者等	280-11842宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4 海象：波高 約1.2m 大船渡市には、平成28年1月28日12時03分に強風注意報が 発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、北進していたところ、西風が強くなってきたので、避難する目的で大船渡市大船渡港に向けて西進中、海水が前部甲板に打ち込んで右舷側通路に滞留し、滞留した海水がバッテリー室出入口からバッテリー室を通過して機関室に浸入し、主機の警報が鳴ったので、主機を停止した。</p> <p>本船は、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航されて大船渡市大船渡漁港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、機関室に浸入した海水を排出して主機を始動したところ、主機に異常が認められなかった。</p> <p>船舶所有者は、約1年前に本船を購入し、前の所有者から船首に構造物<sup>しけ</sup>があつて時化ると前部甲板に海水が打ち込むので、時化のときに航海しないようにと言われていたが、打ち込んだ海水が右舷側通路の船首側にあるバッテリー室出入口からバッテリー室を通過して機関室に浸入することは知らなかった。</p> <p>船舶所有者は、1月16日に本船を船長に貸し出す際、時化ると前部甲板に海水の打ち込みがあるので航海をしないように伝えたが、打ち込んだ海水が機関室に浸入することは知らなかったため伝えなかった。</p>

	<p>本船のバッテリー室出入口蓋は、右舷側通路に設置された溝にはめ込まれ、通常、右舷側通路に海水が流れ込んでも、バッテリー室に海水が浸入しない構造になっていたが、海水に浮くものであった。</p>
分析	<p>本船は、強風注意報が発表されている状況下、船首方から風浪を受けながら西進中、前部甲板に打ち込んだ海水が右舷側通路に滞留したことから、滞留した海水がバッテリー室出入口からバッテリー室を通過して機関室に浸入し、機関室が浸水して安全が阻害されたものと考えられる。</p> <p>本船は、前部甲板に打ち込んだ海水が右舷側通路に海水が滞留した際、バッテリー室出入口蓋が浮力で浮き上がったことから、バッテリー室に海水が浸入したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、強風注意報が発表されている状況下、船首方から風浪を受けながら西進中、前部甲板に打ち込んだ海水が右舷側通路に滞留したため、滞留した海水がバッテリー室出入口からバッテリー室を通過して機関室に浸入し、機関室が浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象及び海象情報並びに本船の<small>たんこう</small>堪航性を考慮し、出発の可否を適切に判断すること。</li> <li>・ 本船の特性を把握し、安全運航を図ること。</li> </ul>